

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集します。

令和8年9月18日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業 務 名 令和8年度児島湖ヨシの刈取り・リサイクル事業
- (2) 契 約 期 間 契約締結日から令和9年3月26日まで
- (3) 事 業 費 9,249,117円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (4) 履 行 場 所 岡山県環境文化部環境管理課の指定する場所
- (5) 事業内容等 詳細は、「令和8年度児島湖ヨシの刈取り・リサイクル事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと。

2 事業の趣旨

ヨシ群落は、水中の窒素やリンの栄養塩を吸収し、水質浄化に役立つとともに、魚類等の繁殖の場として重要な役割を担っている。このヨシ群落を良好な状態で維持するためには、枯死茎の刈取りにより株の再生を促進することが有効であるとされていることから、冬季に児島湖畔においてヨシの刈取りを実施するとともに、刈り取ったヨシを資源としてリサイクルすることにより、その利活用を通じて児島湖への関心を高める。

また、併せて県民参加によるヨシに関する体験事業を実施することにより、児島湖に対する環境保全意識を高める。

3 技術提案に参加できる者の資格

技術提案の公告日から7（1）に規定する委託候補者が選定される日までの間、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目「大分類2．廃棄物処理、小分類2．一般廃棄物（処分）若しくは小分類4．産業廃棄物（処分）」、「大分類4．調査研究（情報・通信サービスを除く）、小分類2．調査研究（自然科学分野）」又は「大分類9．その他（情報・通信サービスを除く）、小分類8．公園・河川の管理若しくは小分類9．森林管理」であり、格付区分がAであること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- (5) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

4 契約条項を示す場所

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県環境文化部環境管理課

電話番号 086-226-7301

ファクシミリ番号 086-224-2147

5 技術提案参加手続等

(1) 仕様書及び様式等の配布期間及び場所

ア 配布期間

本公告の日から令和8年10月5日までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記4の場所に同じ

なお、岡山県環境文化部環境管理課のホームページからもダウンロードすることができる。

(2) 技術提案参加表明方法

ア 提出書類

様式第1号（令和8年度児島湖ヨシの刈取り・リサイクル事業に係る技術提案参加表明書）

イ 提出期限

令和8年10月5日 午後5時（必着）

ウ 提出場所

上記4の場所に同じ

エ 提出方法

持参又は郵便（書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限るものとし、イの提出期限までに必着のこと。）

(3) 技術提案参加資格要件の審査

参加表明書を提出したものについて、上記3の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、令和8年10月13日までに「参加資格不適合通知書」（様式第2号）により結果を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

(4) 技術提案に当たっての質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和8年10月5日 午後5時(必着)

イ 受付方法

「令和8年度児島湖ヨシの刈取り・リサイクル事業に係る技術提案 質問・回答書」(様式第3号)によりファクシミリで送信すること。電話又は口頭による質問には応じない。

ウ 宛先

岡山県環境文化部環境管理課水環境湖沼保全班

ファクシミリ番号 086-224-2147

ファクシミリ送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。

確認用電話番号(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

086-226-7301

エ 回答方法

岡山県環境文化部環境管理課のホームページに回答を掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、セキュリティ上、明らかにすることが不適切なものと及び質問者固有のもの並びにその他回答すること若しくは前記の回答掲載方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

6 技術提案

(1) 技術提案書の提出

技術提案参加者は、「令和8年度児島湖ヨシの刈取り・リサイクル事業に係る技術提案書等作成要領」(別紙1)により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。なお、技術提案審査事項は別紙2のとおりとする。

ア 提出期限

令和8年10月19日 午後5時(必着)

イ 提出場所

上記4の場所に同じ

ウ 提出書類

- ・様式第4号 1部
- ・提案書 7部(正本1部、副本6部)

エ 提出方法

持参又は郵便(書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限るものとし、アの提出期限までに必着のこと。)

(2) 技術提案内容の説明会

技術提案参加者は、(1)により提出した書類について、必要がある場合は、説明会において内容の説明を行うこととする。説明会を開催する場合は、説明会の日時・場所等について追って連絡する。

7 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

「令和8年度児島湖ヨシの刈取り・リサイクル事業に係る技術提案評価要領」に基づき、上記6による書類の内容及び説明会の内容等により、最も優れた委託候補者を選定し、令和8年11月4日までに「審査結果通知書（選定）」（様式第5号）によりファクシミリ等で通知する。

その他の者に対しては、同日までに「審査結果通知書（非選定）」（様式第6号）によりファクシミリ等で結果を通知する。

(2) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された技術提案を基本として当該事業者と岡山県で協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

なお、委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(4) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記5の（2）のイの期限までに所定の参加表明書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 提案書が、上記6の（1）のアの提出期限までに提出されなかったとき。
- (3) 提案者が、上記6の（2）に規定する説明を行わなかったとき。
- (4) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (5) 提案者が、上記3に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。
- (2) 提出された提案書等の追加及び修正は認めない。ただし、説明会での補足説明資料の提示等については、この限りでない。
- (3) 提出する提案書は、技術提案参加者ごとに1案のみとする。
- (4) 提案書の作成及び提案内容に関する説明会に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、委託候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提出された提案書等は採否にかかわらず返却しない。

- (7) 審査経過は公表しない。
- (8) 委託候補者決定後、提案内容について一部調整する場合がある。
- (9) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。